

亀山市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月6日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第9号

亀山市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

亀山市狂犬病予防法施行細則（平成17年亀山市規則第119号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(注射済票の再交付申請) 第5条 [略]	(注射済票の再交付申請) 第5条 [略]
<u>(マイクロチップの除去の届出)</u> 第6条 <u>省令第16条の3の規定による</u> <u>マイクロチップの除去の届出は、犬の</u> <u>マイクロチップ除去届出書（様式第5</u> <u>号）により行うものとする。</u>	[条を加える。]
<u>(鑑札の提出)</u> 第7条 <u>省令第16条の4の規定による</u> <u>鑑札の提出は、犬の鑑札提出届出書（</u> <u>様式第6号）により行うものとする。</u>	[条を加える。]
(抑留犬の公示) 第8条 [略]	(抑留犬の公示) 第6条 [略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

様式第 4 号の次に次の 2 様式を加える。

犬のマイクロチップ除去届出書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

狂犬病予防法施行規則第16条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

所有者の住所	
所有者の氏名	(ふりがな)
犬の所在地	
マイクロチップの 識別番号	
マイクロチップの 除去年月日	年 月 日
マイクロチップを 除去した事由	

種類	毛色	年齢	性別	犬の名前	その他の特徴

※交付年度及び鑑札番号.....年度 第.....号

様式第6号 (第7条関係)

犬の鑑札提出届出書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

狂犬病予防法施行規則第16条の4の規定により、次のとおり鑑札を提出します。

所有者の住所	
所有者の氏名	(ふりがな)
犬の所在地	
犬の鑑札番号	三重県亀山市 第 _____ 号
マイクロチップの装着年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
マイクロチップの識別番号	

種類	毛色	年齢	性別	犬の名前	その他の特徴

鑑 札

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。